

令和2年6月1日	決 定
令和2年7月16日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正
令和6年1月19日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正
令和7年5月23日	一部改正
令和8年6月25日	一部改正

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の取扱いについて

1 補助対象世帯について

(1) 生活保護受給世帯について

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金実施要綱（以下「要綱」という。）に定める「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」であることについては、7月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書により確認する。

(2) 生活保護受給世帯以外の世帯について

- ① 要綱別表2および別表3に定める「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯」、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯」、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が264,500円未満である多子世帯（※）」、であることについては、保護者等全員の課税証明書等により道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額を確認する。

なお、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。

※ 多子世帯とは、3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である生徒に係る世帯とする。

「子等」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族または特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）（当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者）である者をいい、その者を自己の扶養親族または特定親族としている生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）および生計維持者のいずれかの尊属である者を除いた者及び当該者に準ずる者とする。

- ② 生活保護受給世帯と道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯では給付額が異なるため、非課税である世帯に該当する場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による高校生等本人に係る生業扶助が措置されていないことの確認を申請者からの誓約により行う。
- ③ 要綱第4条に定める加算を受けようとする場合には、災害等により被災したことについて

ての確認は、それが分かる公的書類（罹災証明書等）により行い、再度、制服の購入が必要であることの確認は、保護者等による誓約書および高校生等が通う対象校による証明書（様式第5号）により行う。

2 高校生等の範囲について

(1) 高校生等（新制度）

要綱別表1の高校生等（新制度）は、次に掲げるA～Cのいずれかに該当する者（特別支援学校の高校生等を除く。）のうち、認定基準日である7月1日現在（4（3）④の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在。）の状況によることとする。

A 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（平成26年3月31日以前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。）

※高等学校等就学支援金（新制度）の対象者

B 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）による補助事業（以下「学び直しへの支援」という。）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であつて要綱別表1の区分1に規定する者または国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であつて別表1の区分1に規定する者

※学び直し支援（新制度）の対象者

C 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）別表1に規定する者

(2) 高校生等（旧制度）

要綱別表2の高校生等（旧制度）は、次に掲げるA～Eのいずれかに該当する者（特別支援学校の高校生等を除く。）のうち、認定基準日である7月1日現在の状況によることとする。

A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者

※令和8年3月31日以前から高等学校等（高等学校等就学支援金（新制度）の対象校種）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

B 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則および公立高等学校に係る授業料の不徴収および高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文科科学省令第18号）附則第2項に規定する経過措置の対象者

※令和8年3月31日以前から高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む。）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

C 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者（法第3条に規定する者および出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319

号) 別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。)

※令和8年4月1日以降に入学する高校生等・新修学支援の対象者(高等学校等就学支援金(旧制度)であれば対象となりうる者(在留資格が留学である者を除く。))

D 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援) 交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者(同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。)であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者または国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援) 交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者

※学び直し支援(旧制度)の対象者

E 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援) 交付要綱別表2に規定する者

(3) 次に掲げる場合は、補助対象とする。

- ① 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者である場合は、7月1日現在ではなく入学時の状況により確認する。
- ② 要綱別表1に定める対象者に該当しない場合であっても、都道府県において、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象とする場合は補助対象とする。

(4) 次に掲げる場合は、補助対象外とする。

- ① 認定基準日現在、休学している者については、当該年度の12月末日までに復学した場合は復学日を基準とする。
- ② 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費または特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。)が措置されている場合は補助対象外とする。

3 保護者等について

(1) 要綱第2条に定める保護者等は、学校教育法(平成22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のとおりとする。

- ① 高校生等に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、以下のiからivを除く。)がいる場合は当該保護者とする。
 - i) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項または第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ii) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - iii) 民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - iv) i~iiiに掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

② 高校生等に保護者がいない場合、当該高校生等(当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)とする。

(2) 在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更

がない場合には、当該高校生等が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が2名の場合は「他の者」も2名として取扱うこととする。

- (3) (1) ①ivに規定する経費負担困難者に関し、共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難であると保護者等からの申し出について判断が難しい場合は、滋賀県まで問い合わせること。

4 事務処理等について

本給付金の給付に当たっては、保護者等からの申請の内容について適切に審査するとともに、上記のほか、事務処理等においては以下のとおりとする。

- ① 知事は、給付金の支給の適否を決定したときは、支給決定通知書（別記様式第2号）または不支給決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- ② 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、上記2（1）Bまたは2（2）Dに該当する場合はこの回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付する。なお、事務処理の都合等により、年度内に分割して給付する場合がある。
- ③ 給付金については、使途の確認を求めるものではない。しかしながら、生活保護受給世帯に給付する際には、給付金を生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費として計画的に活用するよう留意すること（例：修学旅行のための積立金、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費その他これらに類するもの）。
- ④ 実施要綱第8条第1項の規定により代理受領を行う対象校設置者は、保護者等から学校長への委任および学校長の受任に基づく受任承諾書（別記様式第1号）を知事に提出することにより対象校が給付金を代理受領することができる。この場合、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺も可能とする。
- ⑤ 学校における事務処理に際し、個人情報および特定個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等および保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。
- ⑥ 新入生に対する一部給付の早期化については別紙1を、家計急変世帯への支援については別紙2を参照すること。
- ⑦ 多子世帯の確認については、生計維持者の個人番号カードの写し等または市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等および生計維持者の市町村民税における扶養親族の内訳を申告する書類にて確認することとする。

5 その他の留意事項

対象校においては、高校生等奨学給付金について、高等学校等就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。とりわけ、令和8年度からの授業料支援の拡充が生徒の進路選択の拡大を目指しているものであることから、高校生等奨学給付金や各都道府県等が実施する貸与型の奨学金事業など、授業料以外の教育費に対する支援策の周知の充実が重要であ

る。そのため、これらの制度の不知により支援の対象から漏れることがないように、制度の内容について十分な周知等を行うこと。

新入生に対する一部給付の早期化について

1 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生（再入学および転入学は対象外）のうち希望する者については、4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を実施する。

この前倒し給付の対象は生活保護受給世帯または保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯とする。

この場合、前年度の課税証明書等および4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行う。

前倒し給付を受けた場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等および7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2 補助対象世帯について

(1) 生活保護受給世帯の新入生について

① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている（外国人を含む）世帯」であることについて、4月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書等により確認し、要綱別表2および別表3に定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。

② 7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯の新入生について

① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」であることについて、前年度の課税証明書等により確認し、要綱別表2および別表3に定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。

② 7～3月分相当額の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

③ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税でないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合に、家計急変世帯への支援の対象とすることは差し支えない。その際、家計急変支援の申請のあった月の翌月1日現在の状況に基づく給付額から4～6月分相当額を差し引く必要は

ないが、交付要綱別表2および別表3に定める単価を超えて給付することはできない。

例) 4月に前倒し給付を受給したが、7月に年額給付の対象外となった者が、10月から家計急変支援を受ける場合。

○私立全日制高校に在学している場合。

・ 4～6月分相当額（私立（全日制））

→ $152,000 \text{円} \times 1 / 4$ （4～6月分相当額）=38,000円－①

・ 10月～翌年3月分（私立（全日制））

→ $152,000 \text{円} \times 6 \text{月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{月} = 76,000 \text{円} - ②$

①+②=114,000円<152,000円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、76,000円を給付。

○9月に私立全日制高校から私立通信制高校に転学した場合。

・ 4～6月分相当額（私立（全日制））

→ $152,000 \text{円} \times 1 / 4$ （4～6月分相当額）=38,000円－①

・ 10月～翌年3月分（私立（通信制））

→ $52,100 \text{円} \times 6 \text{月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{月} = 26,050 \text{円} - ②$

① +②=64,050円>52,100円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、52,100円－38,000円=14,100円を給付。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の本給付金の取扱いと同様とする。この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4～6月分においては4月1日現在の状況によることとする。

家計急変世帯への支援について

1 概要

家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、家計急変世帯への支援として滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の対象とする。

2 補助対象世帯について

補助対象世帯は、家計急変による経済的理由から、要綱別表 2 に定める高校生等（新制度）については同別表の世帯区分 2～5 に相当すると認められる世帯、および要綱別表 3 に定める高校生等（旧制度）については同別表の世帯区分 2～4 に相当すると認められる世帯とし、取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校就学費）が行われている場合は、補助対象としない。高校生等本人に係る生業扶助（高等学校就学費）が措置されていないことの確認は申請者からの誓約により行う。
 - (2) 給付額および家計の状況の確認
 - i) 7 月 1 日までに家計が急変し、滋賀県が定める通常の奨学のための給付金に係る期日までに申請のあった者には、要綱別表 2 および別表 3 に定める単価を給付する。
 - ii) 7 月 2 日以降に家計が急変し、申請のあった者には、要綱別表 2 および別表 3 に定める単価について、原則として、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。
 - iii) i・ii いずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。
- 例) 私立（全日制・非課税世帯）の場合
- 7 月 1 日までに家計が急変し、申請のあった者（i に該当する者）
→152,000 円（年額）円を給付
 - 9 月に家計が急変し、申請のあった者（ii に該当する者）
→152,000 円×6 月（10 月～翌年 3 月）／12 月＝76,000 円を給付
- (3) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、要綱別表 2 および別表 3 の金額に、別表 4 および別表 5 の金額を加算することができる。
 - (4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の本給付金の取扱いと同様とする。

この場合、7 月 1 日現在の状況によることとしているものについては、家計急変支援においては、原則として、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月）1 日現在の状況によることとする。

ただし、申請期間を一定期間設ける場合など、遡って支援することとする場合はこの限りでない。